

改正省エネ法・温対法の 対応はお済でしょうか!?

省エネ法・温対法・東京都環境確保条例の 2008 年度の改正により、対象事業者の範囲が拡大しました。2010 年度の施行に向け今から準備をすることが望まれます。

新たに次のような事業者が対象となります

例1) ファミリーレストラン (1店舗当たり電気代約50万円/月)



× 約 15 店舗以上

例2) スーパーマーケット (1店舗当たり電気代約100万円/月)



× 約 8 店舗以上

例3) スポーツセンター (1店舗当たり電気代約200万円/月)



× 約 4 店舗以上

< 改正省エネ法・温対法・東京都環境確保条例 >

特定事業者・特定排出者

工場・事業所などにおいて一定以上のエネルギーを使用している事業者

特定連鎖化事業者

エネルギー使用の合計が一定以上のフランチャイズチェーン事業者

一定以上: 原油換算 1,500kl/年 以上

対応スケジュール

2009年度

2010年度

2011年度

エネルギー使用量の把握

使用状況
報告書の
提出

対象事
業者の
指定

2009年度分定期報告書
の国への提出

中長期計画書
の国への提出

エネルギー管理統括者・
管理企画推進者の選任

毎年
実施

各法規制の規定の整備によりスケジュールは変更になる可能性があります。

改正省エネ法・温対法の対応は 当社にお任せください

省エネ診断
法規制対応のアドバイス
対策・計画のご提案
社内教育の支援
環境コミュニケーションの支援 など

サステナブルな経営を環境の視点から総合的にサポート



アオイ環境株式会社

環境総合コンサルタント

〒108-0073 東京都港区三田 2-17-29

Tel: 03-5444-6855 Fax: 03-5444-6850

E-mail info@aoikankyo.co.jp

担当: 倉地、新川

<http://www.aoikankyo.co.jp>